

ISSA の変化)は、提案に困難が生じていない。雇用に関連させた年金制度による数千の基金は二つの徹底的な思い切った単純化により、人々の取得した年金権の法的な取得権となる。公的および私的雇用の両部門間でも自由な動きがあるので、少数の産業別による制度に統合化される企業への強制、およびこれらの制度やこれらとほぼ同様な公務員の制度のすべてを作る強制において、上記の年金権が取得される。価格を上げるといふ手段により使用者が行なう調整によって生ずるとくに困難な他の障害は、政府が管理と財政にきわめて密接な関係をもつので、公的手段と私的手段の間における差別は大きな意味をもたなくなるであろうという結論が得られている。

イギリスにとって隣人に当たるヨーロッパ各国がイギリスの動きに同調するという要求が生まれ、またインフレ防止かあるいは繁栄の分配による年金、あるいは等価年金かいずれかで生計費もしくは生活水準の動向に年金の自動的調整を行なう要求がうけいれられ

るであろう。保険数理家協会は共同市場への参加によってイギリスの社会保障に生ずる影響を検討するために、1963年に開かれた会議でこの見解を採用している。政府以外のいかなる代行者も、大部分の人々に対して年金の実質的価値を保証することはできないし、自由な動きを促進することもできないし、また単に給付で購入できる品目だけではなく、ニードを考慮することができない。1964年の選挙以前における労働党の全国的な制度に対するプランは、現代のニードと調和していたがしかし、ある修正が要求された。すなわち、そのプランで示されたのは、(1)調整 Contracting out の不採用、(2)雇用に関連させた年金制度を繁雑なものとする高水準の給付、(3)民間産業における公共投資に対してある大規模な基金を設立することにより行なわれる間接的な国有化、および (4) 賃金に関連

させた拠出による自動的財源調達が含まれていた。家族手当については、この制度は一般的でないし、また、事実上ではこれらを引上げる圧力が存在していない。したがって、社会と各個別的な両親の間において養育費を分担するという状況がいぜんとして存在している。全般的な問題は再検討が必要で、恐らく富裕な社会において実現するのであると思われるが、正常な家庭に対して現金による扶助あるいは財政的救済を提供することは不必要となり、困窮が認められる場合は除かれるであろう。そのような扶助は人口問題を強め、恐らく家族計画に対する政策は世帯の所得に対する近代的な政策と不可分となる。

“The Future of Social Security”, *Social and Economic Administration* No. 1, January, 1967, pp. 3-15.

経済・社会政策の手段と補足的賃金基金

Natale Lafranconi (イタリア)

本稿は産業労働者に対する補足的賃金基金

の法律的、社会的、および財政的側面の検討


が述べられており、その中で社会的調和の改善と生産行程の整序されながら達成された発達に対するこの基金の重要性が示されている。

補足的賃金基金の制度はイタリアの社会立法の中でも典型的な法律によるもので、その発足は1941年6月13日に工業部門で設けられた団体協約に基づいている。労働の中断または減少の折に、その基金から支給される諸給付は興味深いものをもっているにもかかわらず、社会保障に関する主要な国際的条約では注目されていない。ただ1957年のローマ条約だけが「ヨーロッパ社会基金」の設立をとり上げてこの基金に注目し、その目的の中で平和産業への再転換に従事する企業の雇用労働者が蒙る喪失所得の補償をとり上げている。工業労働者に対する補足的賃金基金は国民社会保険協会により管理されるが、この基金の基本的目的は以下のとおりである。すなわち

(a) 基本的目的の一つは労働の縮小または中断の結果として労働者が蒙った財政的喪失の補償である。もし基金が干渉を加える条件

があるとすれば、それは労働の削減が賃金の喪失を伴うものであるということである。支払われる補償の規模はいろいろ異なっていたが、現在の支給率は40時間まで就労しなかった各週につき喪失賃金の66%とされ、建築および関連産業の支給率は賃金の80%である。(b) 他の一つは雇用水準の維持である。この目的について基金が干渉を加える部分があるとすれば、それは通常週40時間とされた制限時間以下に労働時間が低下して雇用水準が低下するということである。これらの機能以外に、基金は各企業の労働力を維持し、必然的な社会不安を伴う集団的レイ・オフ lay-off を回避し、労働への復帰について労働者に希望を保持させることによって、ある社会的役割をも果たすのであるが、基金のこの役割は社会的保護というよりも、むしろ生産活動に従事している労働者の気持ちを考慮しながら実施される。

基金は創設以来25年を経過しているが、この期間は五つの期間に区分することができる。それら各々の期間はこの国の国民経済お

よび一般的状況の中で  困難な期間にそれぞれ 該当している。これらの各々の期間において、この基金は偶発的な状況に困難もなく適応し、最高の価値を有する経済的、社会的および政治的手段であることを、それ自身の実績で示してきた。

補足的賃金に対する受給資格をもつ者は、あらかじめ資格を与えられたかれの使用者からその賃金を支払われ、その後使用者は支払った分を基金から償還される。補足的賃金は第一義的には社会扶助と考えることができないものであり、むしろ、典型的な保険とは異なるある一種の保険と考えることができる。その理由はこの補足的賃金が特定の労働者の個別的な立場から実施されるというよりは、むしろ労働力を雇用する企業に関連を有する諸要素から実現されたものであり、また、企業活動の防衛と雇用水準の維持という点に関連をもつ政府の役割として実施されているからである。基金によって支払われた総額の増減を示す毎年の統計は、異なった各時期に

ISSA おける全国の産業活動と労働者によって請求された給付の動きを反映している。たとえば、最近の状況では、1963年以後の期間は基金の準備金以上の給付を支払っているが、このような事態は工業と建築業の労働者に対する補足的賃金を、一時的なしかも異例の措置として引上げるために、1964年に一つの景気対策として採用した規定による義務を、基金が果たすために生じたものである。

使用者の職業的な危険を形成しており、また、労働者にとって雇用および賃金の完全なもしくは部分的な喪失により必然的に生ずる財政的な結果から、直接的には労働者に影響を与える企業が採用する生産の縮少は、地域社会にとって、また政府にとって法的に関連を有することでもある。これはなぜ立法活動が行なわれてきたかということを説明しており、また、基金の特殊なメカニズムをも説明するもので、このメカニズムは将来において近代的な法律のおよび経済的基盤に基づく基金を設けることにより、完全なものとする

ことができるし、しかも、完全なものとしなければならない。社会保障の機構内においてのみならず、生産と雇用の関係においてメカニズムを均衡させるという点においても、そのような再編成は基金に対して、将来の役割を次第により重要なものとすることができる

ようになるであろう。

“La Cassa integrazione guadagni come strumento di politica economica e sociale”, *Previdenza Sociale*, No.1, 1966, pp. 37~57.

疾病保険の再編成

地方疾病保険基金連合会会長 Fritz Kastner (西ドイツ)

本稿には、疾病保険金庫の見地からみた疾病保険再編成の財政的および行政的側面の討議が述べられている。

公的疾病保険の再編成に関する問題は、外在的側面もしくは内在的側面のいずれも検討することができる。たとえば、外在的側面からでは、全体としての社会保障制度の体系内における疾病保険の立場か、またはこの保険に含まれた目的と価値の問題が考えられる。内在的側面からでは、問題は疾病保険の内部

における発達の分析と関連をもっており、この制度の実施により日々取得された経験と知識を考慮に入れることになる。この場合にとり上げられた目的は、内在的側面から検討されている。1880年代の初めにおける疾病保険の採用以来、現金給付は紛争を招くことなく順調に発達してきた。当初、この給付は労働者が支払われた収入の50%という支給率で13週間支払われ、現在では、この給付は純賃金を僅かに下まわるか、あるいは、時には同等の支給率で78週間支払われている。問題